構造設備の概要（公衆浴場の設置及び衛生等に関する基準を定める条例第５条第２号）熱気室等(第四号に掲げるものを除く。)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 概　　　　　　　　　　要 | 適否 | 基　　　準 |
| 障　壁 | 高　さ | 脱衣室 | ｍ | 構　造 | 脱衣室 |  | 出入口区　別 | 有・無 |  | 男女別に区画し、その入り口に掲示すること。 |
| 浴　室 | ｍ | 浴　室 |  |
| 外部より見とおしできない設備 | 脱衣室・浴室・便所その他入浴者が直接利用する場所露天風呂（浴槽およびこれに付帯する通路、その他の部分） |  | 外部より室内を見とおしのできないよう設備する。 |
| 換　気 | 有効面積 | 脱衣室 | 男 | ｍ２ | 浴　室 | 男 | ｍ２ |  | 外気に面した開閉のできる窓の換気またはこれに代わる換気装置 |
| 女 | ｍ２ | 女 | ｍ２ |
| 換気装置 | 有　・　無 | 方　法 |  |
| 採　光 | 有効面積 | 脱衣室 | 男 | ｍ２ | 浴　室 | 男 | ｍ２ |  |  |
| 女 | ｍ２ | 女 | ｍ２ |
| 照　明 | 脱衣室 | 男 | W　ヶ　 | 浴室 | 男 | W　ヶ　 | 熱気室または蒸気室 | 男 | W　　ヶ　 |  | 床面で１５０LX以上熱気室等、廊下は７５LX以上 |
| 女 | W　ヶ　 | 女 | W　ヶ　 | 女 | W　　ヶ　 |
| 保管器具 | 衣類入れ | 男 | 　　　　　ヶ | 下足入 | 男 |  |  | 脱衣室には衣類入れ入口には履物入れ下足場　３００LX以上 |
| 女 | 　　　　　ヶ | 女 |  |
| 洗場および脱衣室の面積 | 脱衣室 | 男 | 　　　　　ｍ２ | 洗　場 | 男 | 　　　　　ｍ２ |  | 洗場は適当な面積脱衣室は１６．５ｍ２以上（男女別は各１／２以上） |
| 女 | 　　　　　ｍ２ | 女 | 　　　　　ｍ２ |
| 熱気室（サウナ） | 面　積 | 男 | 　　　　　ｍ２ | 蒸し機 | 男 | 　　　　　　ヶ |  |  |
| 女 | 　　　　　ｍ２ | 女 | 　　　　　　ヶ |  |
| 耐熱性材料（床、壁、天井） | 排水口設置 | 有　・　無 |  | 室内を容易に見とおす窓利用基準温度の表示熱気室等の床面、内壁、および天井は耐熱性の材料 |
| 温度調節設備 | 有　・　無 | 排気口設置 | 有　・　無 |  |
| 通報装置（非常用ブザー） | 有　・　無 | 温度計設置 | 有　・　無 |  |
| 安全装置 | 有　・　無 | 給気口 | 有　・　無 |  |
| 窓 | 有　・　無 | 入浴上の注意事項の表示 | 有　・　無 |  |
| 休息室 | 面　積 | 男 | 　　　　ｍ２ |  |  | 16.5ｍ２以上、男女別は各1/2以上とし、相互かつ屋外から見通せない構造 |
| 女 | 　　　　ｍ２ |
| 浴　槽 | 面　積 | 男 | 　　　　ｍ２ | 深　さ | 男 | 　　　　ｍ |  | 洗い場で使用した水および浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講ずること。浴槽水は適温保持露出部の高さは、洗い場の床面から０．３ｍ以上（副浴槽を除く）（洗い場、浴槽からの水が浴槽内に流入しない措置が講じられている場合は不要。）浴槽水を循環させる場合・ろ過器を設けること・ろ過器の１時間当たりの処理能力は浴槽の容量以上・ろ材の洗浄または、交換を容易に行えること。・集毛器を設けること。・消毒用薬剤の注入口または投入口を浴槽水がろ過器に流入する直前の位置に設けること。・循環させた浴槽水を打たせ湯またはシャワーの用に供しないこと。・原湯を貯留する槽は定期的に点検を行い、生物膜等の付着を認めたときは、直ちに清掃および消毒を行うこと。回収槽を設ける場合は次の要件を満たすこと。　１　地下に埋設しないこと。　２　容易に清掃を行うことができる構造であること。　３　回収槽内の湯および水の消毒を行うことができる設備を設けること　４　回収槽の清掃および消毒を定期的に行うとともに、回収槽内の湯および水の消毒を行うこと。・気泡発生装置の空気の取入口が土ぼこりが入らない構造であること。 |
| 女 | 　　　　ｍ２ | 女 | 　　　　ｍ |
| 露出部の高さ | 男 | 　　　　ｍ | 副浴槽の面　積 | 男 | 　　　　ｍ２ |
| 女 | 　　　　ｍ | 女 | 　　　　ｍ２ |
| 循環式の有無 | 男 | 有　・　無 | ろ過器 | 男 | 有　・　無 |
| 女 | 有　・　無 | 女 | 有　・　無 |
| 消毒器 | 男 | 有　・　無 | 集毛器 | 男 | 有　・　無 |
| 女 | 有　・　無 | 女 | 有　・　無 |
| 回収槽 | 男 | 有　・　無 | 原湯を貯留する槽 | 男 | 有　・　無 |
| 女 | 有　・　無 | 女 | 有　・　無 |
| 気泡発生装置 | 男 | 有　・　無 |  |  |  |
| 女 | 有　・　無 |
|  |  |  |  |  |  |

構造設備の概要（公衆浴場の設置及び衛生等に関する基準を定める条例第５条第２号）熱気室等(第四号に掲げるものを除く。)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 便　所 | 構　造 | 汲取　・　水洗 | 箇　数 | 男 | 　　　　ヶ |  | 入浴者用便所を設ける。流水式手洗装置１５０LX以上 |
| 手洗い | 有　・　無 | 女 | 　　　　ヶ |
| 防湿（材質等） | 洗場の床 |  | 排水溝・下水溝 |  |  | 浴室は水滴の落下を防ぐ構造または設備にする。洗場の床、浴槽・浴室の内壁で床面から１ｍまでの部分、排水溝、下水溝、下水だめは耐水性材料 |
| 浴　槽 |  | 便　器 |  |
| 浴場内壁 |  | 便そう |  |
| 給湯給水 | バルブ | 男 | 水 |  | シャワー | 男 | 水 |  |  | コックまたはシャワーを設ける。湯および水を十分に供給する。給水栓の間隔０．７ｍ以上 |
| 湯 |  | 湯 |  |
| 女 | 水 |  | 女 | 水 |  |
| 湯 |  | 湯 |  |
| 汚水処理 | １．洗い場の傾斜 | 有　・　無 |  |  | 汚水が停滞しないように傾斜をつけ、ふたをする。熱気室には排水溝を設ける |
| ２．排水溝のふた | 有　・　無 |  |
| ３．下水溝のふた | 有　・　無 |  |
| 飲料水設備 | カラン | 男 | ヶ | 表示 | 男 | 有　・　無 |  | 脱衣室または浴室内に飲料水を供給する設備を1ヵ所以上設け飲料水である旨を表示。 |
| 女 | ヶ | 女 | 有　・　無 |
| その他 | 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔に保ち、毎月１回以上（ねずみ、昆虫の駆除を含む）することとし、脱衣室には、畳、むしろその他これに類する敷物を敷かないこと。脱衣室と浴室との通路を透明なガラス戸等で仕切ること。 |  |  |
| 露天風呂 | 浴槽およびこれに付帯する通路 | ・男女別に区分し、境界には隔壁をもうけ相互に見通すことのできないこと。・屋外から見通せない構造とする。・十分な照度がある。・浴槽水中の浮遊物その他の汚物を除去すること。・屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しないこと。 |  | 屋外に洗場を設けない。脱衣室、浴室から直接出入可能。 |
| 風紀の基準 | 風紀　・７才以上の男女を混浴させない　　　・風紀を乱すおそれのあるものはおかない（文章・絵画・写真・物品） |  |  |